

懲戒処分の実施

指導者・競技者	処分年月日	処分内容	処分事由	備考
指導者	2020年 12月21日	除名	<p>中学校武道場において、指導の一環と称して柔道部員 A に対して複数回にわたり投げ技や寝技をかけ、さらに意識をなくした A に平手打ちをし、気づいた A に再び技をかけるなどして、A に骨折等約 3 ヶ月の傷害を負わせ、また部員 B に対しても寝技をかけるなどして、B に対して約 7 日間程度の傷害を負わせた。</p>	<p>これらの行為は命を脅かすものとなりかねないものである。</p>